

2005年12月26日

コンテンツ専門調査会  
デジタルコンテンツ・ワーキンググループ 御中

知的財産推進本部本部員  
本調査会委員・本ワーキンググループメンバー  
弁護士 久保利 英 明

テレビ番組の流通促進策の検討について

1 はじめに

過去のテレビ放送番組の二次利用のニーズは非常に高いが、関係する権利者などが多く、その権利処理に多大な時間とコストがかかるうえに、権利者を特定出来ないケースも多く、その利用活用が進んでいない。

今後、デジタルコンテンツの流通促進において、放送番組の二次利用が重要な課題となることが予想されるため、本問題に関する対応も、本ワーキンググループで検討されることが望ましいと考える。

2 権利処理が必要な範囲の明確化

ドキュメンタリー番組・旅番組のように、多数の一般人が映っている場合には、個別に権利処理をすることは極めて困難である。然し乍ら、当該一般人が被写体となることを容認しているなど、権利処理は不要である場合も多い。

また、過去の番組を極短時間放映する場合などは、番組の利用にあたらなと思われる場合も少なくない。

従って、如何なる場合に権利処理が必要であるか、基準の明確化が必要である。

3 権利処理を容易にするための制度化

権利者の連絡先が不明であるなど、権利処理が困難な場合にもテレビ番組の利用を可能とするような制度作りが不可欠である。

類似の制度として、著作権法上の裁定制度（67・68条）があるが、適用対象が限定されているうえ、要件が不明確であるため、ほとんど利用されていない。

一定の金額を支払えば放送番組の利用を可能とするなど、より簡易な手続きが検討されるべきである。

なお、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークは、昨年からテレビ局法務担当者との間でいわゆる「映り込み」問題について検討を行ってきた。

テレビ番組利用に関する基準や、権利処理制度を検討する際には、同ネットワークとの連携もご一考頂きたい。

以上